

第16回 定期株主総会 招集ご通知



株主総会のご出席又は事前の書面（郵送）若しくはインターネットにより議決権行使をお願いいたします。有効な議決権を行使いただいた株主様には、賛否を問わず、別途謝礼の品をお送りさせていただきます。

日 時	2025年12月25日（木曜日） 午前10時 (受付開始 午前9時)
場 所	東京都豊島区東池袋三丁目1番3号 ワールドインポートマートビル 5階サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room14」 会場についての詳細は、末尾の 株主総会会場ご案内図をご参照下さい。

株式会社オルトプラス

証券コード：3672

■Contents

招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第5号議案 剰余金の処分の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株 主 各 位

(証券コード：3672)
(発送日) 2025年12月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年12月3日)

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社オルトプラス
代表取締役 石井 武

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、
ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.altplus.co.jp/ir>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「オルトプラス」又は「コード」に当社証券コード「3672」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使できますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年12月24日（水曜日）午後7時までに**議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2025年12月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室コンファレンスルーム「Room14」

3. 目的 事 項

報告事項

- 第16期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第16期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第4号議案

資本金及び資本準備金の額の減少の件

第5号議案

剰余金の処分の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

○電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、株主様へご送付している書面（書面交付請求をいただいた株主様にご送付する書面を含む。）には記載しておりません。したがって、株主様へご送付している書面は、監査報告をするに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した対象の一部であります。

(1) 事業報告「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」

(2) 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

(3) 計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

○本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.altplus.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



電子提供措置事項に掲載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年12月24日（水曜日）午後7時まで

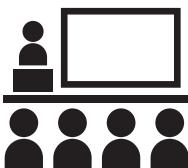
書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年12月24日（水曜日）午後7時到着まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年12月25日（木曜日）午前10時

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

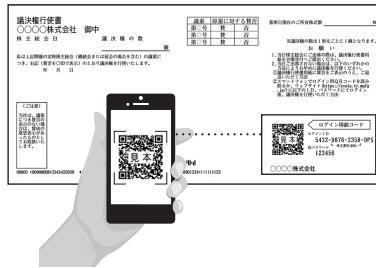
※ インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 事業多様化に対応し、今後の事業展開に備えて新たに事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社の定款第5条に定める発行可能株式総数は86,000,000株であり、2025年11月26日現在の当社発行済株式総数は75,355,233株となっております。第2号議案「2. 本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載の第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行による増資により調達した資金を用いたM&A及び暗号資産事業により、持続的な成長と競争力の向上を目指すべく、現行定款に定める発行可能株式総数を86,000,000株から301,420,932株に増加させるものであります。
- (3) なお、本議案における定款一部変更は、第2号議案「第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行の件」が原案どおり承認可決されること及び本新株予約権（第2号議案に定義します。）が発行されることを停止条件として効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的）	第2条（目的）
1.～15.（条文省略）	1.～15.（現行通り）
（新設）	<u>16. 暗号資産の投資及び運用</u>
（新設）	<u>17. 暗号資産に関連・付帯する業務全般</u>
16. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理	<u>18. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理</u>
17. 前各号に付帯関連する一切の業務	<u>19. 前各号に付帯関連する一切の業務</u>
第5条（発行可能株式総数）	第5条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は <u>86,000,000</u> 株とする。	当会社の発行可能株式総数は <u>301,420,932</u> 株とする。

第2号議案 第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行の件

1. 提案の理由

当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）に対して、別紙1の要領にて、第三者割当により株式会社オルトプラス第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）を発行すること、及びG Future Fund 1号投資事業有限責任組合（以下「Gファンド」といいます。）、石井武氏（以下「石井氏」といいます。）及び岡崎太輔氏（以下「岡崎氏」とい、EVO FUND、Gファンド、石井氏及び岡崎氏とあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対して、別紙2の要領にて、第三者割当により株式会社オルトプラス第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」とい、第11回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。

そして、本新株予約権の価値は当社普通株式の株価の変動によって変化していくものと考えられるところ、2025年11月20日付で開示しております「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」及び「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事業）の開始に関するお知らせ」の公表により当社普通株式の株価が変動する可能性があり、かかる将来の当社普通株式の株価の変動可能性を過去の当社普通株式の株価及びそのボラティリティの限度でしか考慮していない評価額と本新株予約権の払込価額が同額であることをもって、本新株予約権の払込価額が本新株予約権の割当予定先にとって「特に有利な金額」ではないと確定することは難しいと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で200,000,000株（第11回新株予約権：70,000,000株、第12回新株予約権：130,000,000株（議決権ベースで2,000,000個（第11回新株予約権：700,000個、第12回新株予約権：1,300,000個）））であり、かかる最大の株式数は、2025年11月19日現在の当社発行済株式総数67,355,233株（議決権総数673,329個）に対して296.93%（議決権総数に対し297.03%）となり、希薄化率が25%以上となることが見込まれます。

以上のことから、本定時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認（特別決議）をお願いするものであります。

なお、本議案における本新株予約権の発行は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決承認されることを停止条件として効力が発生するものいたします。

2. 本新株予約権の発行の目的及び理由

(1) 資金調達に至る背景

a. 当社グループの取り組み及び財政状況

当社グループは、『笑顔あふれるセカイを増やす』というパーカス（存在意義）のもと、2010年の創業以来15年以上にわたり、エンターテインメント＆ソリューション事業を展開しております。具体的には、①スマートフォン向けアプリを中心としたオンラインゲームの企画・開発・運営を行うゲーム事業、②主に法人顧客向けにクライアントが提供しているサービスの開発・運営を行うサービス開発事業、③ゲーム会社向けに人材サービス等を提供する技術・人材支援事業を展開しております。

当社グループの事業領域であるモバイルゲーム市場の国内市場規模（2024年）は、前年比0.2%減の1兆7,290億円と若干の減少（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2025」）が見られるものの、比較的安定した市場規模を維持しております。

かかる市場の拡大に歩調を合わせてスマートフォンやタブレット端末等の高機能化が進み、グラフィックや音声等の各種コンテンツのリッチ化等により開発期間の長期化と開発費が大きく増加しました。そのため、ユーザー認知度の高い大型IPタイトル（注1）や潤沢な開発資金を有する海外タイトルへの寡占化が進み、ゲームメーカー間の競争は激化しております。

このような状況を受けて、当社では開発費負担の軽減策として、主に、青年男性向けタイトルと比較して開発費の高騰が緩やかな女性向けタイトルの開発に注力する方針のもと、2018年から2019年にかけて女性向けの2タイトルの開発に着手し、2020年3月に現在当社グループの主力タイトルとなる「ヒプノシスマスク -Alternative Rap Battle-」のサービスを開始いたしました。

また、サービスタイトルを増やすことで売上の拡大を図るべく、2020年3月に株式会社モブキャストゲームズ（現 NINJIN株式会社）から5つのスポーツゲームタイトル、2020年9月にアクセルマーク株式会社から2つのゲームタイトル等を企業再編の手法により買収いたしました。

これらの施策が奏功し、2021年9月末にはグループ全体で11タイトルを提供し、創業以来最高となる連結売上高7,291百万円（前年比22.6%増）まで業容を拡大するに至りましたが、プラットフォーム手数料等の変動費の増加に加え、人件費・労務費負担の増加により、経常損失348百万円（2020年9月期は198百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失388百万円（2020年9月期は139百万円の当期純損失）を計上し、当該期においても黒字化を実現することはできませんでした。

2022年9月期においては、収益基盤の確保を目指して、増加したタイトルの選択と集中を図り、2タイトルのサービスを終了し、2022年9月末時点で9タイトルを提供しておりましたが、各々のタイトルのユーザー課金額が急速に減少するなかで、新規開発にかかる人件費や外注費、業務委託費等の増加により全体採算が悪化し、連結売上高は6,004百万円、経常損失740百万円、親会社に帰属する当期純損失780百万円を計上したことから、現預金残は前期末比734百万円減少し、2022年9月末で783百万円まで減少することとなりました。

b. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権による調達

上記の状況を受けて当社は、2022年11月に「新規タイトル及び追加開発の費用・運営費用」「ゲーム支援事業（人材支援事業）の拡大」「事業構造転換」「借入金の返済」による収益の向上と安定した事業基盤を確保することを目的として第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権を発行し、2024年9月末までに合計して488百万円の資金を調達しました。

当該資金調達により、新たな市場・技術・サービスへの対応を狙いとして開発を進めていたブロックチェーンゲーム（注2）は、2023年1月にアクセスマーケ株式会社より「ブロックチェーンゲーム『トレサカ Jリーグ』」としてリリースされましたが、思い通りの収益を上げられず2024年1月にサービスが終了しました。

オンラインクレーンゲーム（注3）事業については、2021年6月より合同会社DMM.comとの合弁により、株式会社DMMオンクレを設立、同社にて2022年6月にサービスを開始し、取扱商品の拡大やシステムの継続開発等を進めることで共同して事業拡大を目指しておりましたが、資金面も含めて合同会社DMM.comが主体となり事業の成長速度をさらに加速させるため2023年3月に合弁を解消し、当社は開発運営のみを請け負う体制となりました。

また、他社タイトルの開発・運営受託を進め、ライブゲーミングプラットフォーム（注4）からの開発・運営受託により、2タイトルをリリースしましたが、プラットフォーム側の判断により2024年9月期中にどちらもサービスが終了することとなりました。既存の運営タイトルについては、採算性の低下したタイトルの整理を推し進め、2023年9月期中に当社から提供していた5つのタイトルと子会社の株式会社OneSports（現 株式会社STAND）から提供していたスポーツタイトル3つの整理を進めるとともに、2023年7月には新設分割の手法により株式会社OneSportsの国内事業と全ての人員を、株式会社マイネットに事業譲渡することで整理を進めました。

結果、2024年9月期末の当社グループでの運営中タイトルは「ヒプノシスマイク-Alternative Rap Battle-」1タイトルのみとなり、運営タイトル数の減少により、2024年9月期のゲーム運営による課金収入等は2022年9月期より2,683百万円減少し、1,646百万円と大きく売上高が減少することとなりました。

<提供タイトル数推移>

決算期	新規配信 タイトル数	配信停止（クローズ） タイトル数	期末 運営タイトル数
2020年9月期	8	▲3	12
2021年9月期	0	▲1	11
2022年9月期	0	▲2	9
2023年9月期	2	▲9	2
2024年9月期	1	▲2	1

新たなタイトル開発については、オリジナルゲームタイトル1タイトルの開発をしておりますが、その他の新規の開発受託については、ゲーム業界全体の新規開発ニーズの減退を受けて、受託案件獲得に時間を要することや、ゲーム領域だけでなく非ゲーム領域についても、比較的小規模の案件や部分的な開発の受託が中心になっており、2024年9月期で受託開発収入は350百万円と事業拡大が緩やかなものとなりました。

ゲーム支援事業（現 技術・人材支援事業）については、2021年9月に設立した100%子会社の株式会社STANDの業務運営体制を整備した結果、2023年9月期にはグループ売上で前年比424百万円増加し1,932百万円を計上しました。2024年9月期に入り営業の強化によるさらなる拡大を志向しましたが、主な取引先であるゲーム会社の開発プロジェクトの見直しや運営中止等の影響を受けて、人材稼働数が減少し2024年9月期には売上高が前年比で414百万円減少することとなりました。

加えて、開発・運営の受託、人材支援事業が伸び悩む中で、運営タイトルの削減に伴い再配置予定であった人員のスキルセットが新規の受託開発案件や派遣先のニーズに合わせず待機人材が発生したことや、その不足する人員の採用のコストや外注先に依頼する作業が増えたことによるコストアップも利益の圧迫要因となっております。

c. 第8回新株予約権及び新株式発行による調達

また、2022年11月に発行した第8回新株予約権については、「新規事業開発に係る資本業務提携先との協業のための資金」として、業務提携等による事業パートナーとの協業案件の積み上げやゲームの周辺領域へ事業領域を拡げ、事業規模の拡大を図ることを狙いとして発行しました。第8回新株予約権に係る買取契約には、第8回新株予約権の行使にあたっては、当社より行使の許可を得ることを要する旨定められており、また、当該許可にあたっては、当社が第8回新株予約権の割当先であるEVO FUNDに対して、行使により交付される当社普通株式の売却先を推薦することができる旨が定められているところ、2023年12月にGファンド及びその主要出資者であるジーエフホールディングス株式会社（以下「ジーエフ社」といいます。）並びに当社が資本業務提携契約を締結する際に、当社は、第8回新株予約権8,430個の行使をEVO FUNDに対して許可するとともに、当該許可にあたって、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式843,000株をGファンドに売却するよう推薦し、EVO FUNDは当該推薦に基づき当社普通株式843,000株をGファンドに売却いたしました。当該第8回新株予約権の行使により、2023年12月に119百万円の資金を調達いたしました。

その後、当社とジーエフ社のさらなる資本関係の強化を狙いとして、残存する第8回新株予約権の全部をEVO FUNDが行使し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式843,000株を、Gファンドに売却することで合意しておりましたが、当社株価が低迷し、第8回新株予約権の下限行使価額を下回ったまま推移していたことから、EVO FUNDによる権利行使の実現は難しいと判断し、2024年9月に残存する第8回新株予約権を全て取得消却して、新たにGファンドに843,000株の新株式を発行し、97百万円の資金を調達いたしました。

ジーエフ社との資本業務提携以降、当社の知見やノウハウが活かせるゲーム周辺領域での新たな事業・サービス展開の企画検討を進めており、ジーエフ社と資本関係や取引関係にある事業会社の会員アプリのDX化や会員向けの新たなサービス開発の受託を開始したほか、新たな事業展開として、若手タレント・アーティストによるチャット小説をアプリ化して配信するとともに、舞台化やジーエフ社グループと連携して各種グッズの製造・販売・ECまで展開を目指す「推し活・ファンダム事業」の実現に向けて準備を開始しました。また、今後当社の主力事業であるゲーム事業においても、当社が国内外の有力なIPを獲得しゲーム化し、それをもとにジーエフ社が商品化する等相互の強みを活かすことでの収益機会の多様化を図ることについても検討を進めております。

d. b.及びc.の資金調達による当社グループの財政状況の変化

以上の結果、2024年9月期の連結売上は2022年9月期と比較して2,487百万円減少し3,516百万円となり、大きく減少しましたが、運営タイトルの整理等の構造改善により外注費やサーバー費、プラットフォーム手数料等が大きく減少し、売上原価全体では2,474百万円の減少、組織のスリム化による人件費の削減を始めとしてオフィスの移転・縮小による地代家賃の削減、広告宣伝費や支払手数料等の削減により販管費が362百万円減少したことから、営業損失は452百万円と348百万円の改善、経常損失416百万円と324百万円の改善、親会社株主に帰属する当期純損失は452百万円と328百万円の改善となり、収益面では大きな改善がみられました。しかしながら依然として期間損失を計上することとなり、2024年9月期末の現預金残高は、資金調達をおこなったにもかかわらず2022年9月期末の現預金残高と比較して17百万円減少し766百万円となっております。

e. 第9回及び第10回新株予約権による調達

このような経緯を経て、2024年11月21日付「第三者割当による第9回及び第10回新株予約権の発行及び買取契約の締結、定款の一部変更並びに第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、収益構造の改善を実現するにあたり、国内外を問わず新たなタイトル・プロジェクトの獲得と開発・運営を拡大することを目的として、①新規タイトルの開発・運用資金及び②開発要員確保に係る資金を確保するために第9回及び第10回新株予約権を発行しました。なお、2025年11月19日時点で791百万円の調達が完了しております。充当状況は、①新規タイトルの開発・運用資金に385百万円、②開発要員確保に係る資金6百万円となっております。詳しくは、2025年11月20日付で開示しております「第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付) 及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおりです。

f. 当連結会計年度における当社グループの取り組み及び財政状況

当社グループは、2025年9月期において、持続的成長基盤を確立するため、自社パブリッシングタイトルの拡充を進めております。新規ゲームタイトルの開発につきましては、2025年9月期において大型の国内IPタイトル1本のゲーム化権を取得し、来年のリリースに向けて開発に着手するとともに、中国アリババグループ傘下のLingxi Gamesが開発し、アジア地域で配信中のゲームタイトル『忘却前夜』の国内ローカライズ版の開発を進め、2025年8月にリリースいたしました。この他、2024年9月期から開発を進めていた『Everybody Shogi (えぶりばでい将棋)』(米国アップル社の定額制ゲーム配信サービス「Apple Arcade」向けの完全オリジナルタイトル) を2025年8月にリリースいたしました。引き続き提供タイトルの拡充のために有力なIPの獲得を目指してまいります。

<開発予定パイプライン>

IP区分	開発規模	2026年9月期	2027年9月期	2028年9月期
国内IP	大型	開発→	→リリース	開発→
国内IP	中型	→リリース 開発→	→リリース 開発→リリース	開発→リリース
海外ローカライズA	小型	開発→リリース 開発→	開発→ →リリース	→リース 開発→リリース
海外ローカライズB	小型	開発→リリース	開発→リリース	開発→リリース

続いて、ゲーム運営につきましては、『ヒプノシスマイク -Alternative Rap Battle-』において、各種イベント等の施策により高い売上水準を維持するとともに、2025年9月期において『プリンセス&ナイト』の運営を新規に受託いたしました。この結果、2025年9月末では運営タイトルは4本（自社パブリッシング3、運営受託1）を運営しております。

受託開発につきましては、2024年9月末からの継続案件3件のほか、新たに3件の開発を受託いたしました。このうち開発完了2件、開発中止1件となりましたので、当連結会計年度末における開発中案件3件（ゲーム系3件）となりました。

ゲーム開発人材を中心とする技術・人材支援につきましては、引き続き主要取引先であるゲーム会社の開発プロジェクトの見直しや運営中止等の影響を受けて人材稼働数の減少が続いておりましたが、当連結会計年度において、業務委託費や子会社の組織の最適化等の施策の効果もあり、直近では若干の回復傾向がありました。ゲーム業界の動向を踏まえ、ゲーム業界での営業活動だけではなく、ゲーム業界以外のクライアント獲得も進めてまいります。

その他、ジーエフ社グループと連携して各種グッズの製造・販売・ECまで展開を目指す「推し活・ファンダム事業」についても進めており、拡大する「推し活」市場への進出を狙いとして、俳優小説アプリ『KISSMILLe（キスマイル）』に係る共同事業を開始し、2024年11月以降、若手俳優をキャストした3本の当社オリジナルコンテンツをリリースいたしました。しかしながら、ユーザーの獲得が思うように進まないことを踏まえて、IPの魅力を引き出すコンテンツになるようにビジネススキームの見直しを進め、当連結会計年度において、小説／コミックス累計発行部数300万部超の人気原作『戦国小町苦労譚』のフルボイス・ヴィジュアルノベルアプリ『戦国小町苦労譚 語絵巻 - カタリエマキ -』の開発を開始いたしました。

なお、2027年9月期までの3年間の開発パイプラインとして計画していた、大型・中型の国内IPタイトル4本と海外ローカライズタイトル6本の計10本の進捗状況は次のとおりです。

大型国内IP 1本は当連結会計年度中に開発を開始し、中型国内IPタイトルは、当初計画にはなかった『戦国小町苦労譚 語絵巻 - カタリエマキ -』が、ヴィジュアルノベルアプリのプラットフォーム化を目指して開発投資を増加させたことから、中型国内IPとしてカウントすることといたしました。海外ローカライズタイトルにつきましては、2025年9月期に2本の開発・リリースを計画しておりましたが、『忘却前夜』のローカライズ費用が計画を大きく上回ったことをふまえ、開発・リリースタイトルを『忘却前夜』の1本に変更しました。

この結果、2025年9月期において、国内IPタイトル2本、海外ローカライズタイトル1本の開発を開始し、海外ローカライズタイトル1本をリリースいたしました。国内・海外IPの獲得に際しては、当初の見込みよりも獲得コストが増加するなど、IPの獲得並びに選別に時間を要しておりますが、持続的成長基盤確立に向け、有力なIPを獲得し、運営タイトルを確実に積み上げていくことにより、収益構造の改善を目指してまいります。

収入面では、主力運営タイトルのユーザー課金額の減少により、ゲーム事業収入が前年同期比で287,209千円の減少、自社パブリッシングタイトル開発の拡充のために受託案件規模を縮小したことに伴い、サービス開発事業収入が前年同期比33,637千円の減少及び技術・人材支援事業収入は前年同期比で297,898千円の減少となり、事業全体では前年同期比で618,744千円の減収となりました。

費用面では、主力運営タイトルのユーザー課金額の減少によるプラットフォーム支払手数料の減少やサーバー費用を中心とする賃借料の減少、外注加工費の減少により売上原価は前年同期比で577,847千円減少いたしました。新規タイトルのリリースに伴い広告宣伝費が増加した一方で、業務委託費や子会社の組織最適化に伴う人件費削減により、販売費及び一般管理費は前年同期比で26,374千円減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,897,753千円（前年比17.6%減）、営業損失は467,294千円（前期は452,772千円の営業損失）、経常損失は442,449千円（前期は416,200千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は434,656千円（前期は452,268千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。当連結会計年度末の純資産は1,746,749千円、現金及び現金同等物の残高は863,507千円となっております。

以上のとおり、当社グループは、2025年9月末時点において、12期連続の営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

- (注1) IPタイトルとは、アニメや漫画、キャラクター等の知的財産権（Intellectual Property）を利用して開発・運営されているゲームを指します。
- (注2) ブロックチェーンゲームとは、暗号資産（仮想通貨）の基盤技術であるブロックチェーンを利用したゲームのことを指します。
- (注3) オンラインクレーンゲームとは、ショッピングモールやゲームセンター等に設置されているものと同様のクレーンゲーム機をユーザーがスマートフォンで遠隔操作することで、様々な景品を取得し、獲得したユーザーにその景品を配送するサービスを指します。
- (注4) ライブゲームとは、ライブ配信中の配信者と視聴者が参加できるゲームのことを指します。

（2）資金調達の目的

そこで、当社グループは、当該事象又は状況の解消を図るべく、国内・海外IPの獲得により新規タイトル開発及びIPポートフォリオの拡充を行い、収益源の多様化を進めております。それによって収益構造が改善され、財務基盤の安定化が進んでおりますが、当該状況の早期解消を目指すとともに、当社事業の持続的かつ安定的な運営を実現するためには、より強力な更なる打ち手が必要であると認識しております。

具体的には以下①及び②に記載の施策を進めたいと考えており、そのための資金を確保する必要があります。

① M&A資金

当社は、収益構造の改善の一環として、2025年8月にリリースした『忘却前夜』を皮切りに国内・海外IPの新規タイトルの獲得及び開発を進めております。今後も獲得したIPを活用したサービスの提供を積極的に進めていく予定ですが、どれほど完成度の高いタイトルを開発してもリリース後に市場でユーザーに認知されなければ当然収益化には繋がりません。特に現在のモバイルゲーム市場は、年間136本を超える新作が競合するため（出典：App Annie Japan 株式会社 プレスリリース「data.ai(旧 App Annie)、2023年に日本国内でゲームアプリが計137億4,800万ダウンロードされたことを発表」2024年2月6日）、リリース後のマーケティング戦略こそがタイトルの成功の成否を決定づける重要な要素となっており、当社としても重点的に取り組むべき領域と認識しております。

かつて当社にはマーケティングを専門に担当する社員が在籍し、タイトルの特性や当社の理念を踏まえた統合的なマーケティング活動を展開していましたが、同担当者の退職以降は専任者が不在となったことから、現在は外部業者も活用しながらマーケティング業務を進めています。しかし、外部業者は個々のキャンペーン単位では一定の成果を上げる一方で、その性質上、どうしても断片的になる傾向があり、当社全体のブランド方針や長期的なIP戦略を踏まえた一貫したマーケティングを行うには適していません。

当社としては、タイトル単位の単発の広告宣伝ではなく、当社のブランドや、イメージ、ポリシーなどを念頭に置いた多角的、総合的な視点で、当社サービスを統合的にデザインするマーケティングを目指しており、そのためには、当社のビジネスへの深い理解と、長期的な視野でブランド価値を共に創り上げるパートナーが不可欠となります。

そのような中、当社は以前からマーケティングに関する業務提携先の紹介を各仲介会社に依頼しており、そのなかで2024年10月に仲介会社の一つからご紹介いただいたのが岡崎氏でした。岡崎氏は、これまでゲームアプリの広告経験こそありませんが、バーチャルYouTuber（VTuber）を中心としたプロモーションやライブ配信、タレントマネジメント等の分野で、SNS運用やデジタル広告など、デジタルマーケティングに関する豊富な知見と実績を有しています。また、同氏が代表取締役を務める株式会社オカザキホールディングス（以下「オカザキホールディングス」といいます。）は、2025年8月、動画配信クリエイターを中心としたエンタメ事業を柱とするSUPER STATE HOLDINGS株式会社から、MBOを通じてPR支援、ライブ・イベントDX、ライバーマネジメント、3DCG制作等を行う以下の6社の株式を譲り受け、グループとして、ライブやイベントの企画制作、グッズの企画制作販売、デジタルコンテンツの企画制作等エンタメコンテンツを中心としたプロデュース事業を展開しております。

- (1) コミックス株式会社（PR・プロモーション・マーケティング・ブランディング等、コミュニケーション戦略の設計、コンサルティング及び実行支援）
- (2) 3bitter株式会社（ライブ・イベント向けの体験コンテンツ、DX、モバイルオーディオサービスの開発・提供及び運用）
- (3) 株式会社ボンド（ライバーサクセス事業及びWebシステム制作）
- (4) 株式会社スカラベスタジオ（ソーシャルゲーム及び遊技機向け3DCG映像制作）
- (5) 株式会社トゥエンティフォー（無人型スイーツ販売店のフランチャイズ）
- (6) 株式会社エスエルピー（各種コンサート・イベントの企画制作及びプロデュース）

これらの子会社は、エンターテインメント領域において独自の専門性と機能を担っており、オカザキホールディングスは、各子会社の事業ドメインを組み合わせることで、グループ内のシナジー最大化を図り、エンターテインメント領域における新たな事業価値の創出に取り組んでおります。まさに当社が求める総合的・戦略的マーケティングを推進する上で、オカザキホールディングスのグループ企業が持つネットワークやクリエイティブ制作力、デジタルマーケティングに関するノウハウは、極めて有効に機能すると考えています。また、オカザキホールディングスも当社のようなゲーム会社との業務提携を検討されていたことから、両社の方針が一致し、今回、オカザキホールディングスと同社の株式取得を伴う資本業務提携を結ぶこととなりました。今回の資本業務提携は、単にマーケティングに関する委託先を確保するのではなく、オカザキホールディングスとのシナジーを活かして当社のマーケティング体制そのものを再構築し、IPを起点とした全方位的なブランド戦略を共同で推進することを目的としています（詳細につきましては、2025年11月20日付で開示しております「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」をご覧ください。）。

かかる資本業務提携に伴い、両社のパートナーシップをより強固なものにするために、オカザキホールディングスの株式の取得及び増資の引受けをするため、本資金調達（本新株予約権の発行及びその行使による資金調達をいいます。以下同じ。）により充当したいと考えております。

なお、M&A資金において、現時点でのオカザキホールディングス以外に具体的に決定している他のM&A案件はございませんが、今後、マーケティング以外の領域において、当社の獲得したIPとシナジーが生み出せる企業との資本業務提携等は当社の重要な課題であり、各仲介会社、ジーエフ社に加え、今後は資本業務提携先として当社の事業内容や強み・課題を深く理解しているオカザキホールディングスからも当社の特性を踏まえた適切な候補先を紹介いただけることが期待できる中で、必要な場合にはその機会を逸すことなく機動的に資金を配分することが求められるため、事前に資金を調達しておくものであります。仮に支出予定期間内にその他のM&Aの実行に至らなかった場合、下記「② 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金」に充当することを予定していますが、今後、具体的なM&A及び資本業務提携が具体化した場合には、速やかに開示いたします。なお、本資金調達における具体的な資金使途及び支出予定期限については、2025年11月20日付公表の「第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

② 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金

a. 事業開始の目的

当社は、以前より、既存事業の発展に加えて、新たな収益基盤の模索及び事業の多角化を進めることにより、企業グループ価値の更なる向上を目指してまいりましたが、このたび、中長期的な企業価値の向上と財務基盤の強化を目的として、暗号資産の購入及び運用事業を新たに開始します（詳細につきましては、2025年11月20日付公表の「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事業）の開始に関するお知らせ」をご覧ください。）。

近年、ブロックチェーン技術の発展や法制度の整備が進展したことに伴い、暗号資産は国際的な金融市場において重要性を増し、世界的に新たな資産クラスとして定着しつつあります。特に、ビットコイン（BTC）やエックスアールピー（XRP）などの主要暗号資産は、発行上限による希少性や、ブロックチェーンによる透明性・分散性、そして即時・低コストでの価値移転という特性を有し、将来的な価格上昇・利用拡大が見込まれる資産と考えています。一部の上場企業においてもビットコインを財務準備資産として保有する動きが広がるなど、長期的な資産保全の手段として認知されつつあります。

もっとも、暗号資産は、発行上限による希少性やブロックチェーン技術による透明性・分散性等の特長を有しておりますが、一方で、市場流動性の低下や投機的取引等に起因する価格変動リスク、外部からの不正アクセス等による資産流出リスク、並びに各国の規制動向に伴う取引制限リスク等を内包しております。当社は、これらのリスクを十分に認識し、投資規模及び保有比率を慎重に検討のうえで、適切なリスク管理体制を構築してまいります。

当社においては、事業成長に伴う資産運用の一環として、これらの暗号資産を戦略的に取得・運用することで、長期的な資産価値の向上、ステーキング等による安定的インカムゲインの獲得、将来的な資本政策の柔軟性向上を図り、財務基盤の安定化を図りたいと考えております。

また、当社が展開するエンターテインメント＆ソリューション事業において、今後、ブロックチェーン技術やデジタルアセットの活用による新たなビジネスモデルの可能性を模索すべく、まずはそのための知見の蓄積としても位置付けております。

b. 事業開始の背景

世界的な金融市場の多様化とデジタル経済の拡大を背景に、企業が保有資産を効率的に運用するための手法として、暗号資産への投資が新たな選択肢として注目されています。暗号資産市場では、制度面の整備が進みつつあり、主要国の金融機関や上場企業においても暗号資産の保有・運用・決済利用が徐々に進展しています。

こうした市場環境の中で、当社は暗号資産に関して、以下の2点を戦略的意義として捉えています。

イ. 新たな収益機会の創出

暗号資産は、単に保有して価格上昇を待つだけでなく、保有資産を運用することによって収益を獲得できる資産クラスあります。代表的な仕組みとして「ステーキング (Staking)」があり、これは暗号資産を一定期間ブロックチェーン上に預け入れることにより、ネットワーク運営に貢献した報酬を得るものであります。これにより、当社は、銀行預金の利息に類する安定的なインカム収益を獲得できる可能性を有しております。さらに、暗号資産の市場価格が上昇した場合には、キャピタルゲイン（値上がり益）を得ることができることから、当社にとっては、価格変動による利益と運用報酬による利益の双方を得られる可能性を有する新たな収益機会の拡大が期待されます。当社は、これらの運用機会を活用し、既存事業に依存しない継続的な収益源の確保を図って参ります。

□. 事業シナジーの拡大

暗号資産の基盤となるブロックチェーン技術は、当社のゲーム事業との親和性が高く、今後の事業展開における重要な技術基盤として位置付けております。近年、ゲーム及びデジタルコンテンツ領域においては、ブロックチェーン技術を活用した「NFT（非代替性トークン）」や、ユーザーが参加して報酬を得る「Play to Earn」型のビジネスモデルなどが登場しており、デジタル資産を介した新たな顧客体験や経済圏の構築が進展しております。

当社においても、暗号資産事業を通じてブロックチェーン及びWeb3関連企業への投資・提携を推進し、技術・人材・ノウハウの共有を通じて事業領域を拡大することで、既存事業とのシナジーを最大化して参ります。

c. 事業の概要

- ・暗号資産（ビットコイン（BTC）やステーキング対象の主要暗号資産（イーサリアム（ETH）、ソラナ（SOL）等））への投資
- ・暗号資産の保有を通じた資産の多角化及び価値保全
- ・暗号資産及びブロックチェーン技術を活用した既存事業の高度化及び新規事業の創出

d. 今後の展開

取得した暗号資産は、当社グループの資本戦略・運用方針に基づき、安全性と透明性を確保した上で適切に管理・運用いたします。

また、暗号資産の価格変動リスクについては、複数銘柄への分散投資を基本として、段階的な取得を採用することで、市場の変動に柔軟に対応します。さらに、ステーキングによるインカムゲインを通じて保有資産から安定収益を確保して、資本効率とリスク低減を図ります。

e. リスク管理方針

当社は、暗号資産の保有・運用に際しては、企業としての健全性と透明性を確保するため、以下の観点からリスク管理を徹底いたします。

(価格変動リスクへの対応)

暗号資産の価格は、需給動向、国際的な規制環境、地政学的リスク、金利動向などのマクロ経済情勢等により大きく変動する可能性があります。このため、当社は以下の方針により価格変動リスクの低減を図っております。

イ. 分散投資

投資対象を複数の主要暗号資産（ビットコイン、エックスアールピー等）に分散することで、特定銘柄の下落による影響を軽減いたします。

ロ. 段階的取得

一括取得ではなく段階的な取得を行い、市場動向や取得時期を勘案した上で投資判断を実施いたします。

ハ. 定期モニタリング

価格下落時には、保有資産の含み損状況を経営会議及び取締役会で定期的に確認し、必要に応じて取得方針や保有比率を見直します。

二. 収益的ヘッジ

併せて、ステーキング等による運用収益の確保を通じ、価格変動によるリスクを一定程度ヘッジする運用手法を採用しております。

(管理体制・内部統制)

当社は、事業特有のリスクを認識し、以下のとおり万全の管理体制及び開示体制を構築してまいります。

イ. 価格変動リスク

本新株予約権の第三者割当による調達予定額を上限として開始し、運用・安全・会計面の精緻な確認を経て、取締役会の承認を条件に段階的に投資規模を見直してまいります。

ロ. セキュリティリスク

暗号資産の管理に関しては、信頼性の高い取引所を利用し、社内の仕組み・ルールを構築し、最高水準のセキュリティの確保に努めます。

ハ. 法規制・会計リスク

暗号資産に精通した監査法人及び弁護士、税理士と緊密に連携し、常に最新の規制に準拠した透明性の高い事業運営・開示を行ってまいります。

(制度・会計・開示面での対応)

当社は、暗号資産に係る会計処理及び開示について、以下のとおり対応してまいります。

- ・評価差損益の認識や減損判定については、監査法人との協議の上で適切に判断いたします。
- ・事業環境の変化や制度改革が当社の財務状況に影響を与える場合には、法務顧問及び監査法人と連携し、必要な開示・対応を迅速に実施いたします。
- ・暗号資産に関する取引内容やリスクについては、有価証券報告書、決算短信等において適時・適切に開示してまいります。

(その他のリスク認識)

当社は、以下のリスクについても認識し、対応策を講じてまいります。

イ. システム障害・サイバー攻撃リスク

セキュリティが高い取引所を選定することで、リスクを回避します。

ロ. 流動性リスク

市場急変時においても迅速な資金化が可能となるよう、流動性を考慮したポートフォリオを構築します。

ハ. 法令遵守リスク

暗号資産交換業者等の取引先に対し、登録状況やコンプライアンス体制を確認の上取引を行います。

当社は、これらのリスク管理方針に基づき、暗号資産事業を健全かつ持続的に運営することにより、財務基盤の安定化と株主利益の向上を目指してまいります。

なお、今回の本資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期については、2025年11月20日付公表の「第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約（各割当予定先との本新株予約権の買取契約又は総数引受契約を個別に又は総称していいます。以下同じ。）に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当社は、赤坂国際会計が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定しました。

なお、赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年11月19日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（59円）、予定配当額（0円／株）、無リスク利子率（1.3%）、ボラティリティ（49.7%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合（12.5%）の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に一日当たりの想定売却数に応じた一定の水準の割当予定先に対する株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第11回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の5円、第12回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の3円としています。

本新株予約権の行使価額（第11回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）に初回の修正がされ、割当日の8取引日後の日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）は当初、第11回新株予約権については59円（2025年11月19日の終値）、第12回新株予約権については54円（2025年11月19日の終値の90%に相当する金額（1円未満端数切上げ））に設定されており、その後の行使価額は、第11回新株予約権については、修正日に、価格算定期間（2025年11月20日とあわせて、修正日に先立つ3連続取引日を個別に又は総称していいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、初回の修正においては2025年11月20日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額）に修正され、第12回新株予約権については、行使価額の修正を当社取締役会が決議した日の直前取引日（第12回新株予約権において「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。

もっとも、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（別紙1及び別紙2をご覧ください。以下同じ。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額となりますが、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。

上記の本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。

また、当社監査等委員会からも、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、本新株予約権の発行は適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としております。しかしながら、本新株予約権の価値は当社普通株式の株価の変動によって変化していくものと考えられるところ、2025年11月20日付で開示しております「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」及び「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事業）の開始に関するお知らせ」の公示により当社普通株式の株価が変動する可能性があり、かかる将来の当社普通株式の株価の変動可能性を過去の当社普通株式の株価及びそのボラティリティの限度でしか考慮していない評価額と本新株予約権の払込価額が同額であることをもって、本新株予約権の払込価額が本新株予約権の割当予定先にとって「特に有利な金額」ではないと確定することは難しい状況にあります。このため、株主の皆さまの意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第238条第3項に基づく有利発行に基づく株主総会の特別決議による承認を条件として本新株予約権を発行することといたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される当社普通株式数200,000,000株（議決権数2,000,000個）は、2025年11月19日現在における発行済株式総数67,355,233株（議決権総数673,329個）に対して、296.93%（議決権総数に対し297.03%）（小数点以下第3位を四捨五入）にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様に多大なる不利益を与えることとなります。また、上述の当社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、当社は、収益構造を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があります。これ以外に手段がないと判断しております。

また、EVO FUNDの保有方針は、2025年11月20日付で開示しております「第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、純投資のことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。EVO FUNDが当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、本新株予約権のうち、第11回新株予約権は、18ヶ月間、第12回新株予約権は、約5年間にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることになります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計2,000,000個の新株予約権が行使され、同時に200,000,000株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。

また、新株予約権を資金調達の手段とすることにより段階的に資金調達を行えると共に、2025年11月20日付で開示しております「第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本スキーム（本新株予約権の発行及びその行使による資金調達をいいます。）において2回号の新株予約権を使い分けることにより、希薄化による影響を限定しつつ当社の必要とするだけの資金調達が実現しやすくなるよう、設計がなされています。

更に、今回の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数200,000,000株に対し、取引所における当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,813,690株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

別紙 1

株式会社オルトプラス第11回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オルトプラス第11回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,500,000円 (本新株予約権1個当たり5円)
3. 申込期日 2025年12月26日
4. 割当日及び払込期日 2025年12月26日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2)本新株予約権の目的である株式の総数は70,000,000株 (本新株予約権1個当たり100株 (以下「割当株式数」という。)) とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 700,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金5円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、当初59円とする。

10.行使価額の修正

- (1)行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がされ、割当日の8取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月20日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2025年11月20日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2)本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。下限行使価額は、当初30円とする。
- (3)下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11.行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{既發行} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{普通株式数}}{\text{行使価額}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社又は当社の子会社の役職員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（第12回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{(調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ①0.1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7)第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2025年12月29日から2027年6月29日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2)第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17.新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18.株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19.行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20.払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21.新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22.社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23.振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24.その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

別紙2

株式会社オルトプラス第12回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オルトプラス第12回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,900,000円 (本新株予約権1個当たり3円)
3. 申込期日 2025年12月26日
4. 割当日及び払込期日 2025年12月26日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	920,000個
石井 武	230,000個
岡崎 太輔	150,000個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は130,000,000株 (本新株予約権1個当たり100株 (以下「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,300,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金3円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、当初54円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1)2026年6月26日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合 (但し、当該取締役会の決議を行った日 (以下「決議日」という。) の直前取引日 (「取引日」とは、株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」という。) において売買立会が行われる日をいい、「直前取引日」とは、同日に取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。) の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が30円 (以下「下限行使価額」といい、第11項の規定に従い調整される。) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(2)本項第(1)号にかかわらず、①本新株予約権について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、又は②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従つて公表されていないものが存在する場合には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。

11. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行 普通株式数} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
$$\text{調整後 } = \text{調整前 } \times \frac{\text{既発行}}{\text{行使価額}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社又は当社の子会社の役職員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（第11回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日ににおける当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7)第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間
2025年12月29日から2030年12月30日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 株式会社オルトプラス 財務経理部
20. 払取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。
22. その他
- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3)その他本新株予約権発行に關し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、3名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該3名の候補者の選任に際しては、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の委員会である指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	現在の担当
1	いし い 石 井 武	再任	代表取締役
2	ほんま 本 間 稔 彦	再任	執行役員エンターテインメント事業本部長
3	いしはら 石 原 優	再任	執行役員管理本部長兼 財務・経理部長

候補者番号	氏名	誕生日	再任
1	いしい 石井 武	(1969年6月10日)	

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月	国際ファイナンス株式会社入社	2010年 5月	当社設立 代表取締役（現任）
2000年 7月	元気株式会社入社 経営企画室長	2013年 3月	株式会社オルトダッシュ代表取締役
2005年 1月	同社取締役	2014年10月	同社取締役
2005年 2月	元気モバイル株式会社取締役	2019年 6月	株式会社トライバルメディアハウス社外取締役
2005年 5月	株式会社アミューズキャピタル入社、グループ経営企画室長	2020年 1月	株式会社アイディアファクトリープラス取締役（現任）
2005年10月	株式会社AQイントラクティブ（現 株式会社マーベラス）入社、公開準備室長	2021年 9月	株式会社DMM オンクレ（現 合同会社DMM.com）取締役
2006年 4月	同社経営企画室長	2023年 6月	株式会社STAND代表取締役（現任）
2007年 6月	同社執行役員経営企画・IR部門担当兼経営企画室長		
2009年 9月	同社執行役員ネットワークコンテンツ事業部長		

■ 選任理由及び期待される役割の概要

石井武氏は、当社の創業者及び代表取締役として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループ全体の事業拡大と持続的な企業価値向上並びにコーポレート・ガバナンスの強化に努め、経営の重要課題の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。なお、同氏が選任された場合は、引き続き代表取締役社長として当社事業を牽引する役割を担っていただく予定です。

候補者番号

ほんま としひこ

2

本間 稔彦 (1976年1月28日)

再任

所有する当社の株式の数 | 普通株式 8,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年 4月 丸興工業株式会社入社	2019年 5月 当社執行役員ゲーム開発事業部長
1998年 8月 株式会社ソフトラボ入社	2020年 1月 株式会社アイディアファクトリープラス取締役（現任）
2001年 6月 株式会社メビウス入社	2022年 1月 当社執行役員ゲーム事業部長
2007年 4月 同社取締役事業部長	2022年 5月 当社執行役員エンターテインメント事業本部長（現任）
2009年 8月 株式会社クロスゲームズ入社	2022年12月 当社取締役（現任）
2014年 8月 同社執行役員プロデューサー	
2016年10月 当社入社	

■ 選任理由及び期待される役割の概要

本間稔彦氏は、多くのゲームタイトルの開発運営に従事し、国内外のゲーム開発・運営における豊富な経験と幅広い見識を有しております、エンターテインメント事業本部長として当社グループにおけるゲーム開発・運営事業を統括しております。当社及び当社グループの成長と企業価値向上のために適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。なお、同氏が選任された場合は、引き続き事業部門の責任者として当社事業を推進する役割を担っていただく予定です。

候補者番号

いしはら ゆう

3

石原 優 (1985年3月18日)

再任

所有する当社の株式の数 | 普通株式 一株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2007年 4月 株式会社ブライトンコーポレーション入社	2022年 1月 当社財務・経理部長（現任）
2010年 8月 株式会社愛住入社	2024年 4月 当社執行役員（現任）
2011年 2月 スノードロップ株式会社入社	2024年11月 株式会社STAND取締役（現任）
2015年10月 Doka Japan株式会社入社	2024年12月 当社取締役（現任）
2019年 5月 当社入社	2025年 4月 当社管理本部長（現任）

■ 選任理由及び期待される役割の概要

石原優氏は、幅広い会計・税務の知識をもとに財務・経理部長として当社グループの財務経理業務を統括しております。当社及び当社グループの財務戦略の決定及び業務執行に適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。なお、同氏が選任された場合は、引き続き財務部門の責任者として当社グループの財務戦略の執行並びに監督をする役割を担っていただく予定です。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は全ての取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は2026年3月に更新する予定であります。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

資本金及び資本準備金の額を以下のとおり減少いたしたいと存じます。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に変更はございません。また払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じることはございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025年9月30日現在の資本金の額184,466,117円のうち、174,466,117円を減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年2月28日

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2025年9月30日現在の資本準備金の額の184,466,116円のうち、174,466,116円を減少して10,000,000円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本準備金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本準備金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年2月28日

第5号議案 剰余金の処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分の目的

当社は、2025年9月期末において利益剰余金の欠損額480,221,643円を計上しております。この欠損額を補填し、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 480,221,643円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 480,221,643円

(3) 効力発生日

2026年2月28日

以上

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済の景気は、緩やかに回復しており、各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善傾向が続くことが期待される一方、物価上昇の継続による個人消費に及ぼす影響や、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっていることから、日本経済の先行きは依然として不透明な状況が続いており、国内経済へ与える影響には引き続き十分注意を払う必要があります。

当社グループの事業領域であるモバイルゲーム市場の国内市場規模（2024年）は、前年比0.2%減の1兆7,290億円と若干の減少が見られるものの、継続して安定した市場規模を維持しております（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2025」）。

このような市場環境のもと、当社グループは、『笑顔あふれるセカイを増やす』というパーソナリティ（存在意義）を掲げて、ゲームというエンターテインメントを通じて、当社を取り巻く人々の「笑顔」につながる新しい価値を創造・提供していくことを目指し、スマートフォン向けアプリを中心としたオンラインゲームの企画・開発・運営を行うゲーム事業、主に法人顧客向けにクラウドアントが提供しているサービスの開発・運営を行うサービス開発事業、ゲーム会社向けに人材サービス等を提供する技術・人材支援事業を開拓しております。

ゲーム事業では、持続的成長基盤を確立するため、自社パブリッシングタイトルの拡充を進めております。新規ゲームタイトルの開発につきましては、当連結会計年度において大型の国内IPタイトル1本のゲーム化権を取得し、来年のリリースに向けて開発に着手するとともに、中国アリババグループ傘下のLingxi Gamesが開発し、アジア地域で配信中のゲームタイトル『忘却前夜』の国内ローカライズ版の開発を進め、2025年8月にリリースいたしました。この他、前連結会計年度から開発を進めていた『Everybody Shogi（えぶりばでい将棋）』（米国アップル社の定額制ゲーム配信サービス「Apple Arcade」向けの完全オリジナルタイトル）を2025年8月にリリースいたしました。

ゲーム運営につきましては、『ヒプノシスマイク -Alternative Rap Battle-』において、各種イベント等の施策により高い売上水準を維持するとともに、当連結会計年度において『プリンセス&ナイト』の運営を新規に受託いたしました。この結果、当連結会計年度末では運営タイトルは4本（自社パブリッシング3、運営受託1）となり、開発中タイトルは1本となりました。

受託開発につきましては、前連結会計年度末からの継続案件3件のほか、新たに3件の開発を受託いたしました。このうち開発完了2件、開発中止1件となりましたので、当連結会計年度末における開発中案件は3件（ゲーム系3件）となりました。

ゲーム開発人材を中心とする技術・人材支援につきましては、引き続き主要取引先であるゲーム会社の開発プロジェクトの見直しや運営中止等の影響を受けて人材稼働数の減少が続いておりましたが、当連結会計年度において、業務委託費や子会社の組織の最適化等の施策の効果もあり、直近では若干の回復傾向がありました。ゲーム業界の動向を踏まえ、ゲーム業界での営業活動だけではなく、ゲーム業界以外のクライアント獲得も進めてまいります。

その他、ジーエフホールディングス株式会社（以下「ジーエフ社」といいます。）グループと連携して各種グッズの製造・販売・ECまで展開を目指す「推し活・ファンダム事業」についても進めており、拡大する「推し活」市場への進出を狙いとして、俳優小説アプリ『KISSMILLE（キスマイル）』に係る共同事業を開始し、2024年11月以降、若手俳優をキャストした3本の当社オリジナルコンテンツをリリースいたしました。しかしながら、ユーザーの獲得が思うように進まないことを踏まえて、IPの魅力を引き出すコンテンツになるようにビジネススキームの見直しを進め、当連結会計年度において、小説／コミックス累計発行部数300万部超の人気原作『戦国小町苦労譚』のフルボイス・ヴィジュアルノベルアプリ『戦国小町苦労譚 語絵巻 - カタリエマキ -』の開発を開始いたしました。

なお、2027年9月期までの3年間の開発パイプラインとして計画していた、大型・中型の国内IPタイトル4本と海外ローカライズタイトル6本の計10本の進捗状況は次のとおりです。

大型国内IP 1本は当連結会計年度中に開発を開始し、中型国内IPタイトルは、当初計画にはなかった『戦国小町苦労譚 語絵巻 - カタリエマキ -』が、ヴィジュアルノベルアプリのプラットフォーム化を目指して開発投資を増加させたことから、中型国内IPとしてカウントすることいたしました。海外ローカライズタイトルにつきましては、当連結会計年度中に2本の開発・リリースを計画しておりましたが、『忘却前夜』のローカライズ費用が計画を大きく上回ったことをふまえ、開発・リリースタイトルを『忘却前夜』の1本に変更しました。

この結果、当連結会計年度において、国内IPタイトル2本、海外ローカライズタイトル1本の開発を開始し、海外ローカライズタイトル1本をリリースいたしました。国内・海外IPの獲得に際しては、当初の見込よりも獲得コストが増加するなど、IPの獲得並びに選別に時間を要しておりますが、持続的成長基盤確立に向け、有力なIPを獲得し、運営タイトルを確実に積み上げていくことにより、収益構造の改善を目指してまいります。

収入面では、主力運営タイトルのユーザー課金額の減少により、ゲーム事業収入が前年同期比で287,209千円の減少、自社パブリッシングタイトル開発の拡充のために受託案件規模を縮小したことに伴い、サービス開発事業収入が前年同期比33,637千円の減少及び技術・人材支援事業収入は前年同期比で297,898千円の減少となり、事業全体では前年同期比で618,744千円の減収となりました。

費用面では、主力運営タイトルのユーザー課金額の減少によるプラットフォーム支払手数料の減少やサーバー費用を中心とする賃借料の減少、外注加工費の減少により売上原価は前年同期比で577,847千円減少いたしました。新規タイトルのリリースに伴い広告宣伝費が増加した一方で、業務委託費や子会社の組織最適化に伴う人件費削減により、販売費及び一般管理費は前年同期比で26,374千円減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,897,753千円（前年比17.6%減）、営業損失は467,294千円（前期は452,772千円の営業損失）、経常損失は442,449千円（前期は416,200千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は434,656千円（前期は452,268千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(注) IPとは、Intellectual Propertyの略称で、著作物やキャラクター作品等を含む「知的財産」のことを持します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は1,271千円で、その主な内容は、本社及び連結子会社の備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使により、671,882千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2022年9月期)	第14期 (2023年9月期)	第15期 (2024年9月期)	第16期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	6,004,310	4,387,858	3,516,498	2,897,753
経常損失(千円)	740,306	522,240	416,200	442,449
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	780,445	420,604	452,268	434,656
1株当たり当期純損失(円)	44.85	23.23	22.01	12.83
総資産(千円)	1,969,630	1,897,599	1,541,653	1,746,749
純資産(千円)	931,797	954,066	777,884	1,013,242
1株当たり純資産額(円)	53.33	48.24	35.62	17.00

(注) 第14期の売上高には、免税事業者に該当する連結子会社に限り、税込方式を採用しており、消費税等が含まれております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2022年9月期)	第14期 (2023年9月期)	第15期 (2024年9月期)	第16期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	2,771,335	1,232,456	1,213,012	1,043,942
経常損失(千円)	589,134	439,969	414,840	485,723
当期純損失(千円)	707,159	525,391	282,985	480,221
1株当たり当期純損失(円)	40.64	29.02	13.77	14.17
総資産(千円)	1,378,489	1,124,682	1,030,543	1,228,800
純資産(千円)	989,275	906,933	900,078	1,089,812
1株当たり純資産額(円)	56.85	46.03	41.42	18.35

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オルトプラス高知	10,000千円	100.0%	モバイルコンテンツ等の企画、開発及び運営等
株式会社アイディアファクトリープラス	10,000千円	51.0%	ソーシャルゲームのパブリッシュ業務、企画、開発及び運営等
株式会社STAND	26,000千円	100.0%	人材マッチングサービス等

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが、安定した収益基盤を確保するためには、これまでの事業構造の改善のための取り組みを進めつつも、新たな収益機会の獲得により収益力を向上させ、早期に黒字化を実現することが必要であり、以下の重要課題に取り組んでまいります。

① ゲーム事業の収益力向上

当社グループが、黒字化を実現するためには、まずは主力事業であるゲーム事業の収益力の向上が不可欠であり、開発受託・運営受託により一定の収益を確保しつつも、今後は高い収益が期待できるゲームタイトルを自ら継続して提供することが必要だと考えております。そのため、業務提携等によるパートナー案件の積み上げやゲーム周辺領域からの受注を拡大させて安定的に収益を確保する一方で、ゲーム化・商品化が可能な国内外の有力なIP(注)の権利獲得を積極的に進め、ゲームタイトルとして提供するだけでなく、ゲームから派生するコンテンツの商品化など、重層的に展開することで高い収益を獲得することを目指してまいります。

(注) IPとは、Intellectual Propertyの略称で、著作物やキャラクター作品等を含む「知的財産」のことを指します。

② 新技術・新サービスへの対応

技術革新が進むゲーム業界で、継続的な成長を図るために、新技術などへの対応は不可欠だと認識しております。そのため、当社グループは、特にゲーム事業においてAI（人工知能）をはじめとする新しい技術を活用したゲーム開発・サービス開発を実現できるよう、技術・ノウハウの獲得・確立を進めてまいります。

③ システム技術・インフラの強化

当社グループは、主としてモバイル端末を通じてインターネット上で提供されるゲームタイトルの開発・運用を行っていることから、システムインフラの安定的な稼働及び技術革新への対応が重要であると認識しております。そのため、優秀な技術者の確保と育成に努めるとともに、システム管理やシステム基盤の強化等に継続的に取り組んでまいります。また、他社との共同開発や受託開発を進めるには、情報セキュリティ体制が確保されていることが不可欠だと考えており、認証取得しているISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）による管理運用体制を引き続き維持強化してまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループが、今後事業構造を改善し、安定的な収益基盤を確保するためには、優秀な人材の確保と組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。そのため多様な勤務形態、職場環境の改善、福利厚生の充実により働きやすい労働環境の整備・運用に努めるとともに、積極的に採用活動を行い、人材の確保に注力しております。また、従業員のスキル・勤続年数等に応じた段階別の研修プログラム等を体系的に実施することで社内人材の育成を図ってまいります。

⑤ グループ経営体制及び内部管理体制の強化

当社グループが、持続的な成長を達成するためには、経営の健全性・透明性のある体制を確保することが重要な課題と認識しており、グループ各社の経営体制についても見直しを進めてまいりました。引き続き、取締役会及び監査等委員会による内部統制の強化並びにコーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策に取り組むことによりグループ経営体制の強化改善に取り組んでまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要な事象等

当社グループは、前連結会計年度まで11期連続となる営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となり、当連結会計年度においても、営業損失467,294千円、経常損失442,449千円、親会社株主に帰属する当期純損失434,656千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当連結会計年度においても存在しております。当社グループは、当該事象又は状況を解消するために以下の対応策を講じております。

1. 収益構造の改善

a. 新規タイトル開発及びIPポートフォリオの拡充

持続的成長基盤の確立のため、2025年9月期から2027年9月期末までの3年間において、自社パブリッシングによる大型・中型の国内IPタイトル4本と海外ローカライズタイトル6本の開発及び運営による売上・収益の回復・拡大を目指してまいります。大型のタイトル開発は、開発開始からリリースまで2年程度の開発期間を要するため、先行する開発費の負担が期間損益に与える影響が大きいことから、比較的短期間に開発が可能な中型・小型タイトルをバランスよく開発パイプラインに組み込み、段階的に新規タイトルの開発及びリリースを行うことで、開発リスクの分散と財務インパクトを抑制してまいります。また、開発したゲームから派生するコンテンツの商品化などを、資本業務提携先であるジーエフホールディングス株式会社との各種連携により推し進め、収益機会の多様化・多層化を図ってまいります。

b. 収益の多様化

他社のゲームタイトルの開発・運営受託とともに、当社グループのゲーム開発・運営における知見とノウハウを活かして、一般事業会社向けのサービス企画・開発受託などにより、事業領域の拡大を図ってまいります。また、今後複数の新たな開発を並行して進めるにあたり、良質かつ魅力的な企画と効率的かつスケジュール通りに制作及び開発を進めるために、社内人材の育成・強化に加えて優秀なプロダクトマネージャーやエンジニア等の専門性の高い人材の採用を強化してまいります。

c. 技術・人材支援事業の強化

ゲーム開発人材を必要とする企業向けに人材の派遣等を行う技術・人材支援事業については、新規クライアントの獲得、既存クライアントからの需要の掘り起し等のセールス強化により人材稼働数の拡大に力を入れております。引き続き業界動向を見極めつつ、ゲーム業界以外の稼働案件獲得についても注力することにより、事業拡大を目指してまいります。

d. 経費削減

事業構造の改善の進捗に応じて、売上原価においては、外注費やサーバー費用、プラットフォーム手数料等の変動費が減少し、販管費においては、人件費を中心として、オフィス移転による賃料の引き下げや減資による税負担の軽減など固定費の削減を進めてまいりました。引き続き支払報酬や支払手数料、業務委託費などの経常的な管理系の経費についても細かく削減を図るとともに、全社的なコスト削減活動を継続して進めてまいります。また、新たな事業展開にかかる費用等についても費用が過度に増大しないよう充分に点検・精査を行ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

第三者割当による第9回及び第10回新株予約権について、当連結会計年度において第9回新株予約権の一部と第10回新株予約権が全て行使されたことにより、本新株予約権の発行価額を含め671,882千円の資金を新たに調達いたしました。今後も引き続き、事業資金の確保による財務基盤の安定化を図ってまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、これらの対応策を実施してもなお、収益性の改善や資金調達の進展状況等によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

事業区分	事業内容
エンターテインメント＆ソリューション事業	オンラインゲームの企画、開発及び運営、並びにITサービスの開発及び運営支援事業

(6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

① 当社	本社	東京都豊島区
② 子会社	株式会社オルトプラス高知	高知県高知市
	株式会社アイディアファクトリープラス	東京都豊島区
	株式会社STAND	東京都豊島区

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
199 (0)名	18名減 (-)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均員数を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
124 (-)名	3名増 (-)	39.1歳	4.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均員数を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約（極度額50,000千円）を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 86,000,000株

(2) 発行済株式の総数 59,402,033株

(3) 株主数 15,471名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	21,686千株	36.51%
石井 武	1,810	3.05
楽天証券株式会社	1,547	2.60
NHNテコラス株式会社	1,111	1.87
佐藤 敬	1,110	1.87
GMOクリック証券株式会社	843	1.42
野村證券株式会社	758	1.28
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	516	0.87
XPEC Entertainment Inc	510	0.86
原 征弘	505	0.85

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

発行済株式の総数の増加は、第9回新株予約権の行使により20,000,000株、第10回新株予約権の行使により17,708,500株を発行したことによるものであります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

(2025年9月30日現在)

新株予約権の名称	第9回新株予約権
発行決議日	2024年12月26日
新株予約権の数	239,532個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 23,953,200株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり0.01円
行使価額	1株あたり15円
権利行使期間	2024年12月30日から 2027年12月29日まで
行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要する。
割当先	Gファンド

- (注) 1. その他新株予約権の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と割当先の間で締結した「新株予約権買取契約証書」に定めるところによる。
2. 2024年11月21日付の取締役会において、第7回新株予約権の取得及び消却について決議し、2024年12月6日付で、すべての新株予約権の取得及び消却をいたしました。

3. 2024年12月26日開催の株主総会決議に基づく第10回新株予約権は、2025年3月6日付で、全ての行使が完了しております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	石井 武	株式会社アイディアファクトリープラス取締役 株式会社STAND代表取締役
取締役	本間 稔彦	執行役員エンターテインメント事業本部長 株式会社アイディアファクトリープラス取締役
取締役	石原 優	執行役員管理本部長兼財務・経理部長 株式会社STAND取締役
取締役	竹之内 篤	g f. G 株式会社顧問
取締役 (監査等委員)	入江 秀明	
取締役 (監査等委員)	仙石 実	南青山アドバイザリーグループ株式会社代表取締役 南青山税理士法人代表社員 南青山リーダーズ株式会社代表取締役 一般社団法人IPO・M&A ACADEMY代表理事 南青山ホールディングス株式会社代表取締役 Minami Aoyama Advisory Singapore Pte Ltd. Director AICROSS株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社StockTech社外取締役(監査等委員) 株式会社ネクサスエージェント社外監査役 エンゲージメントストック株式会社代表取締役
取締役 (監査等委員)	遠藤 元一	東京霞ヶ関法律事務所 パートナー 株式会社Looop社外取締役(監査等委員) 一般社団法人GBL(グローバルビジネスロー)研究所 理事 日本ガバナンス研究学会理事

- (注) 1. 取締役竹之内篤氏並びに取締役（監査等委員）入江秀明氏、仙石実氏及び遠藤元一氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 社外取締役入江秀明氏、仙石実氏及び遠藤元一氏を、証券取引所が定める独立役員として届け出しております。
4. 2024年12月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役川戸淳裕氏、取締役入江秀明氏及び取締役（監査等委員）佐藤秀樹氏は、任期満了により退任いたしました。
5. 2024年12月26日開催の第15回定時株主総会において、石原優氏及び竹之内篤氏が取締役に、入江秀明氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役（監査等委員）仙石実氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）遠藤元一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外取締役（監査等委員）の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、取締役（監査等委員）及び執行役員です。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことに起因する損害、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責規定があります。

(4) 取締役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	21,600千円 (6,000千円)	21,600千円 (6,000千円)	－ (－)	－ (－)	6名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18,000千円 (18,000千円)	18,000千円 (18,000千円)	－ (－)	－ (－)	4名 (4名)
合計 (うち社外役員)	39,600千円 (24,000千円)	39,600千円 (24,000千円)	－ (－)	－ (－)	10名 (6名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年12月22日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内(うち社外取締役50百万円以内。使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役1名)です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役3名)です。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬額の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。取締役の報酬額には、2024年12月26日をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬額の総額には、2024年12月26日をもって任期満了により退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
5. 当事業年度において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の株式報酬の額は発生しておりませんので、上記株式報酬の額に記載していません。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2022年12月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等の内容決定にあたっては、代表取締役と社外取締役2名により構成される指名・報酬委員会にて議論を行い、取締役会に答申しております。取締役会は、委員会の答申を踏まえて総合的な議論検討のうえ決定しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、指名・報酬委員会による答申に従い、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、また当社業績にも鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力、貢献度、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- ・業務執行取締役の報酬については、当社業績推移を勘案し当面は基本報酬のみで構成する。
- ・社外取締役の報酬については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。

2. 取締役（監査等委員）報酬

- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を総合的に勘案して決定する。
- ・取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。

③業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する方針

- ・業績連動報酬及び非金銭報酬等は支給しない。

④報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において12月の取締役会までに審議し決定する。
- ・また、報酬の支給開始は、1月からとする。

⑤報酬等の決定の委任に関する方針

- ・役員報酬等の決定は、決定プロセスの透明性、公正性を確保するため、代表取締役と社外取締役2名で構成される指名・報酬委員会において役員報酬の方針・制度・個人別の報酬内容について審議の上答申を行い、委員会の答申を踏まえて取締役会で審議の上決定する。なお、業務執行取締役のうち使用人兼務役員の従業員給与についても、当該審議等を経て決定する。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	竹之内 篤	gf.G株式会社	顧問
取 締 役 (監査等委員)	入 江 秀 明		
取 締 役 (監査等委員)	仙 石 実	南青山アドバイザリーグループ株式会社	代表取締役
		南青山税理士法人	代表社員
		南青山リーダーズ株式会社	代表取締役
		一般社団法人IPO・M&A ACADEMY	代表理事
		南青山ホールディングス株式会社	代表取締役
		Minami Aoyama Advisory Singapore Pte Ltd	Director
		AICROSS株式会社	社外取締役 (監査等委員)
		株式会社StockTech	社外取締役 (監査等委員)
		株式会社ネクサスエージェント	社外監査役
		エンゲージメントストック株式会社	代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	遠 藤 元 一	東京霞ヶ関法律事務所	パートナー
		株式会社Looop	社外取締役 (監査等委員)
		一般社団法人GBL (グローバルビジネスロー) 研究所	理事
		日本ガバナンス研究学会	理事

(注) 社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況 (出席率)	監査等委員会出席状況 (出席率)	活動の状況及び社外取締役に期待される役割に関する業務の概要
取締役	竹之内 篤	13/13回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の新規事業を中心に多角的且つ専門的な視点から積極的に発言及び助言を行っております。また、当事業年度に開催された重要な経営会議に定期的に出席しており、経営全般の監視を行っております。なお、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	入江秀明	16/16回 (100%)	12/12回 (100%)	ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と見識に基づき、グローバルな視点から当社の事業運営等に関して積極的に発言及び助言を行っております。また、当事業年度に開催された重要な経営会議に定期的に出席しており、経営全般の監視を行っております。なお、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
	仙石実	16/16回 (100%)	15/15回 (100%)	公認会計士としての経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において中立かつ客観的な観点から発言及び助言を行っております。
	遠藤元一	16/16回 (100%)	15/15回 (100%)	弁護士としての経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において中立かつ客観的な観点から発言及び助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東光有限責任監査法人

なお、東光監査法人は、監査法人の種類の変更により2025年7月2日をもって東光有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (コーポレート・ガバナンス)

- ① 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程にしたがい、担当職務を執行する。
- ② 監査等委員は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査等する。
- ③ 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等にしたがい、重要事項を決定するとともに、当社及び子会社の取締役の職務の執行を監督する。

(コンプライアンス)

- ① 当社並びに子会社の取締役及び従業員の法令等遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な諸活動を推進し、管理する。
- ② 当社及び子会社の各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令等遵守体制の整備及び推進に努める。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ④ 反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法等を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(財務報告の適正性確保のための体制の整備)

- ① 金融商品取引法及び関係法令等が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、当社及び子会社の財務報告の信頼性を向上させるために、代表取締役の指示の下、当社及び子会社の内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- ② 取締役及び監査等委員は、当社及び子会社の財務報告とその内部統制に関し、適切に監督監視する責任を理解し、実行する。
- ③ 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ④ 財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

(内部監査)

代表取締役直轄の経営企画室が、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(情報管理体制の整備)

- ① 「機密管理規程」に基づき、機密の管理並びに保全に努め、企業機密漏洩の防止及び企業機密の適正な活用を図る。
- ② 取締役会の記録及びその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令及び社内規程等の定めるところにより保存し、管理する。
- ③ 前各号に定める以外の情報を、法令並びに「情報セキュリティ方針」及び個人情報の管理に関する諸規程その他の社内規程等の定めるところにより保存し、管理する。

(教育体制の整備)

情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を社内において実施する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(管理部署)

経営企画室は、当社及び子会社のリスクを認識し検討するとともに、想定されるリスク全般を管理し、取締役会に報告する。

(対応体制の整備)

- ① 取締役は、当社及び子会社において認識され又は外部からの情報により得られた事業運営上の重要なリスク並びに内部統制に係る重要な欠陥等の情報に関しては、取締役会等を通じ、監査等委員及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有するとともに、対応方針を取締役会において決定し、当社及び子会社の各部門の責任者にこれを実行させることで、当該リスクに起因する被害の発生を未然に防止又は抑制する。
- ② 重大な被害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設け、当該事態の早期収拾に努めるとともに、原因究明のうえ、同種の被害等の再発を防止する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(職務権限・責任及び分掌の明確化)

- ① 決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関又は決裁者を定めた「職務権限規程」を制定する。
- ② 職務の執行が効率的に行われるよう、前項の「職務権限規程」とともに「業務分掌規程」を定め職務執行を明確にする。

(意思決定の迅速化)

取締役会は、定例だけでなく、必要に応じて開催することにより、重要事項の意思決定及び職務執行の監督を迅速かつ機動的に行う。

(報告体制の整備)

- ① 取締役は、取締役会等を通じ、取締役に対し積極的に課題等の共有及び報告を行う。
- ② 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

(子会社の取締役の職務権限等の整備)

子会社の取締役の職務権限及び担当職務等については、子会社各社において「職務権限規程」等の規程を制定し、職務執行を明確にする。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の業務執行について、「関係会社管理規程」に基づき、取締役会等において定期的な報告を受け適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
- ② 子会社の業務執行の有効性と効率性、財務報告の信頼性の確保及び関係法令等の遵守のため、当社及び子会社の内部統制の充実を図るとともに、定期的に評価を行い、維持及び改善等を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びに当該使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用者に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

- ① 監査等委員会は、取締役会に対して、監査等委員会の業務補助を行う使用者を置くことを要求することができるものとし、その人事については、取締役と監査等委員が協議し合意のうえ決定する。
- ② 監査等委員会は、当該使用者に対して、監査等業務に必要な指示をできるものとし、当該指示に関する限りにおいては、当該使用者は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ② また、当社並びに子会社の取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告する。また、監査等委員はいつでも必要に応じて当社並びに子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ 当社並びに子会社の従業員は、監査等委員に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ④ 監査等委員に報告を行った当社並びに子会社の取締役及び従業員は、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

(8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしてきたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、内部監査部門と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。また、監査等委員は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ② 監査等委員は、監査等の実施にあたり必要と認めるときは、当社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値向上及び株主価値を最大化させるために、コーポレートガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を16回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、当社グループにおけるリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処を行うため、経営企画室がリスク管理全般を統括推進しております。

(3) コンプライアンスへの取り組みについて

当社は、役員及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を15回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、当社代表取締役と定期的に面談を実施するとともに、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,622,860	流動負債	732,341
現金及び預金	863,507	買掛金	141,997
売掛金及び契約資産	522,674	未払金	417,196
前払金	171,515	前受金	128,806
その他の	72,930	未払法人税等	11,718
貸倒引当金	△7,768	その他の	32,622
固定資産	123,889	固定負債	1,165
有形固定資産	1,590	繰延税金負債	1,165
建物	191	負債合計	733,507
工具、器具及び備品	1,399	(純資産の部)	
投資その他の資産	122,298	株主資本	1,009,614
投資有価証券	4,863	資本金	184,466
長期前払費用	30	資本剰余金	1,389,670
差入保証金	109,704	利益剰余金	△564,521
その他の	7,699	自己株式	△0
資産合計	1,746,749	新株予約権	2
		非支配株主持分	3,625
		純資産合計	1,013,242
		負債純資產合計	1,746,749

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 売	上 原	高 価	2,897,753
売 売	上 総	利 益	2,723,711
販 売 費 及 び	一 般 管 理 費	損 失	174,041
當 営 業	外 収 益		641,336
當 営 業	外 取 利	息 入	467,294
受 広 雜	取 協 力 収	入 収	1,347 39,146 3,435
當 営 業	外 費 用	失 損	43,929
雜 為 訴 賠	費 損 替 差	損 用	982 3,004 819 14,224 53
資 金 の	調 達 費	用 他	19,084
經 常 损		失 失	442,449
税 金 等 調 整	前 当 期 純 損		442,449
法 人 税、住 民 税 及 び	事 業 税	2,887	
法 人 税 等	調 整	△10,739	△7,852
当 期 純 損			434,597
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る	当 期 純 利 益	59	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る	当 期 純 損 失		434,656

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	67,707	1,251,868	△547,185	△0	772,389
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	335,941	335,941			671,882
減 資	△219,182	219,182			—
欠 損 填 補		△417,321	417,321		—
親会社株主に帰属する当期純損失			△434,656		△434,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	116,759	137,802	△17,335	—	237,225
当 期 末 残 高	184,466	1,389,670	△564,521	△0	1,009,614

	新株予約権	非支配株主分	純資産合計
当 期 首 残 高	1,929	3,565	777,884
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			671,882
減 資			—
欠 損 填 補			—
親会社株主に帰属する当期純損失			△434,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,927	59	△1,867
当 期 変 動 額 合 計	△1,927	59	235,358
当 期 末 残 高	2	3,625	1,013,242

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで11期連続となる営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となり、当連結会計年度においても、営業損失467,294千円、経常損失442,449千円、親会社株主に帰属する当期純損失434,656千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当連結会計年度においても存在しております。当社グループは、当該事象または状況を解消するために以下の対応策を講じております。

1. 収益構造の改善

① 新規タイトル開発及びIPポートフォリオの拡充

持続的成長基盤の確立のため、2025年9月期から2027年9月期末までの3年間において、自社パブリッシングによる大型・中型の国内IPタイトル4本と海外ローカライズタイトル6本の開発及び運営による売上・収益の回復・拡大を目指してまいります。大型のタイトル開発は、開発開始からリリースまで2年程度の開発期間を要するため、先行する開発費の負担が期間損益に与える影響が大きいことから、比較的短期間に開発が可能な中型・小型タイトルをバランスよく開発パイプラインに組み込み、段階的に新規タイトルの開発及びリリースを行うことで、開発リスクの分散と財務インパクトを抑制してまいります。また、開発したゲームから派生するコンテンツの商品化などを、資本業務提携先であるジークホールディングス株式会社との各種連携により推し進め、収益機会の多様化・多層化を図ってまいります。

② 収益の多様化

他社のゲームタイトルの開発・運営受託とともに、当社グループのゲーム開発・運営における知見とノウハウを活かして、一般事業会社向けのサービス企画・開発受託などにより、事業領域の拡大を図ってまいります。また、今後複数の新たな開発を並行して進めるにあたり、良質かつ魅力的な企画と効率的かつスケジュール通りに制作及び開発を進めるために、社内人材の育成・強化に加えて優秀なプロダクトマネージャーやエンジニア等の専門性の高い人材の採用を強化してまいります。

③ 技術・人材支援事業の強化

ゲーム開発人材を必要とする企業向けに人材の派遣等を行う技術・人材支援事業については、新規クライアントの獲得、既存クライアントからの需要の掘り起し等のセールス強化により人材稼働数の拡大に力を入れております。引き続き業界動向を見極めつつ、ゲーム業界以外の稼働案件獲得についても注力することにより、事業拡大を目指してまいります。

④ 経費削減

事業構造の改善の進捗に応じて、売上原価においては、外注費やサーバー費用、プラットフォーム手数料等の変動費が減少し、販管費においては、人件費を中心として、オフィス移転による賃料の引き下げや減資による税負担の軽減など固定費の削減を進めてまいりました。引き続き支払報酬や支払手数料、業務委託費などの経常的な管理系の経費についても細かく削減を図るとともに、全社的なコスト削減活動を継続して進めてまいります。また、新たな事業展開にかかる費用等についても費用が過度に増大しないよう充分に点検・精査を行ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

第三者割当による第9回及び第10回新株予約権について、当連結会計年度において第9回新株予約権の一部と第10回新株予約権が全て行使されたことにより、本新株予約権の発行価額を含め671,882千円の資金を新たに調達いたしました。今後も引き続き、事業資金の確保による財務基盤の安定化を図ってまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、これらの対応策を実施してもなお、収益性の改善や資金調達の進展状況等によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社オルトプラス高知

株式会社アイディアファクトリープラス

株式会社STAND

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 0社

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オンラインゲームに係る収益認識

当社がサービスを提供するオンラインゲームに係る収益に関して、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

ロ. 受託開発に係る収益認識

受託開発に係る収益に関して、期間が短くかつ少額などを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「前払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(非上場株式の評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	4,863千円
---------------	---------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない非上場株式については、株式の実質価額（1株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。

また、見積りに用いた投資先の事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には更なる減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(進捗度に応じた収益認識)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

契約資産	4,536千円
受注損失引当金	358千円

② 金額の算出方法

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり算出しております。

③ 金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の適正な見積りに当たっては、原価総額の見積額に対する実際原価の割合により測定し、それに基づいて収益を認識しております。

原価総額の見積りの結果、将来の損失の発生が見込まれ、損失金額を合理的に見積ることができる場合には、損失見込額を受注損失引当金として計上することとしております。

④ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。また、当該時点では想定できなかった事態等の発生により損失が発生する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	39,988千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
(2) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。	
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	50,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	50,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式（株）	21,693,533	37,708,500	—	59,402,033
合計	21,693,533	37,708,500	—	59,402,033

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式（株）	9,227	—	—	9,227

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的 となる株式の種類及び数

普通株式 23,953,200株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入のほか、社債等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

営業債権債務のうち一部には外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場会社であり、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されております。

差入保証金は本社オフィス等の賃貸借契約等に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

ロ 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定では、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	109,704	105,277	△4,427
資産計	109,704	105,277	△4,427

(※1) 現金及び預金については、現金及び預金であることから注記を省略しており、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、前受金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	4,863

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	863,507	—	—	—
売掛金及び契約資産	522,674	—	—	—
差入保証金	81,396	28,307	—	—
合計	1,467,578	28,307	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
差入保証金	—	105,277	—	—	105,277
資産計	—	105,277	—	—	105,277

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、エンターテインメント＆ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
ゲーム開発・運営による課金収入等	1,401,385
サービス開発事業による収入	276,415
技術・人材支援による収入	1,219,952
顧客との契約から生じる収益	2,897,753
外部顧客への売上高	2,897,753

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	517,343
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	518,137
契約資産(期首残高)	13,000
契約資産(期末残高)	4,536
契約負債(期首残高)	757
契約負債(期末残高)	741

連結貸借対照表上、契約資産は「売掛金及び契約資産」、契約負債は流動負債の「その他」にそれぞれ計上しております。

契約資産は、受託開発について、期末日現在で完了しているが未請求の受託開発にかかる対価に対する当社の権利に関するものであり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、757千円であります。過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、期末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は6,401千円であります。当該履行義務は、受託開発に係るものであり、期末日後概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	17円00銭
(2) 1株当たり当期純損失	12円83銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

当社が発行した第9回新株予約権について、2025年11月11日に権利行使が行われました。

<第9回新株予約権>

(1) 行使された新株予約権の個数	79,532個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 7,953,200株
(3) 資本金増加額	59,649千円
(4) 資本準備金増加額	59,649千円

なお、新株予約権の行使による新株の発行の結果、2025年11月11日現在の発行済株式総数は、67,355,233株、資本金は244,115千円、資本剰余金は1,449,319千円となっております。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	966,528	流 動 負 債	137,982
現 金 及 び 預 金	560,675	買 掛 金	23,072
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	176,647	未 払 金	64,983
前 払 金	145,881	未 払 費 用	11,076
前 払 費 用	35,108	未 払 法 人 税 等	11,277
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	40,000	前 受 金	17,893
そ の 他	8,682	預 受 金	7,248
貸 倒 引 当 金	△465	受 注 損 失 引 当 金	358
固 定 資 産	262,271	そ の 他	2,071
投 資 そ の 他 の 資 産	262,271	固 定 負 債	1,004
投 資 有 価 証 券	4,863	繰 延 税 金 負 債	1,004
関 係 会 社 株 式	229,100		
差 入 保 証 金	28,307	負 債 合 計	138,987
資 産 合 計	1,228,800	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,089,810
		資 本 金	184,466
		資 本 剰 余 金	1,385,565
		資 本 準 備 金	184,466
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,201,099
		利 益 剰 余 金	△480,221
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△480,221
		繰 越 利 益 剰 余 金	△480,221
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	2
		純 資 産 合 計	1,089,812
		負 債 純 資 産 合 計	1,228,800

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 売	上 原	高 價	1,043,942
売 売	上 原	総 損 失	1,045,447
販 売 費 及 び 営 業	一 般 管 理 費	損 失	1,505
當 業	外 収 益	損 失	492,958
當 業	外 取 利	息 入	494,463
受 雜	取 収 用	利 息 入	2,133
當 業	業 外 費 用	23,999	26,132
雜 訴 資 金	損 連 費	失 用 用	981
為 経	替 調 達 費	失 用 用	819
特 別 利 益	差 損	損 失	14,224
特 別 利 益	常 常 損	損 失	1,365
特 別 利 益	利 益		17,391
特 別 利 益			485,723
税 引 前 当 期	利 益	6,819	6,819
税 引 前 当 期	純 損 失		478,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,395	
法 人 税 等 調 整 額		△1,077	1,317
当 期	純 損 失		480,221

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	67,707	67,707	1,180,056	1,247,763	△417,321	△417,321	△0	898,149		
当期変動額										
新株の発行	335,941	335,941		335,941				671,882		
減資	△219,182	△219,182	438,364	219,182				—		
欠損填补			△417,321	△417,321	417,321	417,321		—		
当期純損失					△480,221	△480,221		△480,221		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	116,759	116,759	21,042	137,802	△62,900	△62,900	—	191,660		
当期末残高	184,466	184,466	1,201,099	1,385,565	△480,221	△480,221	△0	1,089,810		

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,929	900,078
当期変動額		
新株の発行		671,882
減資		—
欠損填补		—
当期純損失		△480,221
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,927	△1,927
当期変動額合計	△1,927	189,733
当期末残高	2	1,089,812

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで10期連続となる営業損失、経常損失、11期連続となる当期純損失となり、当事業年度においても、営業損失494,463千円、経常損失485,723千円、当期純損失480,221千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当事業年度においても存在しております。当社は、当該事象または状況を解消するために以下の対応策を講じております。

1. 収益構造の改善

① 新規タイトル開発及びIPポートフォリオの拡充

持続的成長基盤の確立のため、2025年9月期から2027年9月期末までの3年間において、自社パブリッシングによる大型・中型の国内IPタイトル4本と海外ローカライズタイトル6本の開発及び運営による売上・収益の回復・拡大を目指してまいります。大型のタイトル開発は、開発開始からリリースまで2年程度の開発期間を要するため、先行する開発費の負担が期間損益に与える影響が大きいことから、比較的短期間に開発が可能な中型・小型タイトルをバランスよく開発パイプラインに組み込み、段階的に新規タイトルの開発及びリリースを行うことで、開発リスクの分散と財務インパクトを抑制してまいります。また、開発したゲームから派生するコンテンツの商品化などを、資本業務提携先であるジーエフホールディングス株式会社との各種連携により推し進め、収益機会の多様化・多層化を図ってまいります。

② 収益の多様化

他社のゲームタイトルの開発・運営受託とともに、当社グループのゲーム開発・運営における知見とノウハウを活かして、一般事業会社向けのサービス企画・開発受託などにより、事業領域の拡大を図ってまいります。また、今後複数の新たな開発を並行して進めるにあたり、良質かつ魅力的な企画と効率的かつスケジュール通りに制作及び開発を進めるために、社内人材の育成・強化に加えて優秀なプロダクトマネージャーやエンジニア等の専門性の高い人材の採用を強化してまいります。

③ 技術・人材支援事業

ゲーム開発人材を必要とする企業向けに人材の派遣等を行う技術・人材支援事業については、新規クライアントの獲得、既存クライアントからの需要の掘り起し等のセールス強化により人材稼働数の拡大に力を入れております。引き続き業界動向を見極めつつ、ゲーム業界以外の稼働案件獲得についても注力することにより、事業拡大を目指してまいります。

④ 経費削減

事業構造の改善の進捗に応じて、売上原価においては、外注費やサーバー費用、プラットフォーム手数料等の変動費が減少し、販管費においては、人件費を中心として、オフィス移転による賃料の引き下げや減資による税負担の軽減など固定費の削減を進めてまいりました。引き続き支払報酬や支払手数料、業務委託費などの経常的な管理系の経費についても細かく削減を図るとともに、全社的なコスト削減活動を継続して進めてまいります。また、新たな事業展開にかかる費用等についても費用が過度に増大しないよう充分に点検・精査を行ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

第三者割当による第9回及び第10回新株予約権について、当事業年度において第9回新株予約権の一部と第10回新株予約権が全て行使されたことにより、本新株予約権の発行価額を含め671,882千円の資金を新たに調達いたしました。今後も引き続き、事業資金の確保による財務基盤の安定化を図ってまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、これらの対応策を実施してもなお、収益性の改善や資金調達の進展状況等によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オンラインゲームに係る収益認識

当社がサービスを提供するオンラインゲームに係る収益に関して、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

ロ. 受託開発に係る収益認識

受託開発に係る収益に関して、期間が短くかつ少額などを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「前払金」については、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	4,863千円
---------------	---------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 進捗度に応じた収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

契約資産	4,536千円
------	---------

受注損失引当金	358千円
---------	-------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	36,170千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	50,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	50,000千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	42,864千円
短期金銭債務	29,937千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	309,269千円
営業取引以外の取引高	26,310千円
(2) 関係会社貸倒引当金戻入益	
当社の連結子会社である株式会社オルトプラス高知の債務超過が解消されたことに伴い、当事業年度末において、関係会社貸倒引当金戻入益6,819千円を計上しております。	

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式（株）	9,227	－	－	9,227

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	2,075,692千円
減価償却超過額	1,182千円
投資有価証券評価損	234,884千円
関係会社株式評価損	21,150千円
減損損失	5,236千円
未払事業税	2,752千円
その他	3,654千円
繰延税金資産小計	2,344,552千円
評価性引当額	△2,344,552千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
前払労働保険料	1,004千円
繰延税金負債合計	1,004千円
繰延税金負債の純額	1,004千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 オルトプラス高知	高知県 高知市	10,000	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有) 直接 100.0	運営業務の委託 役員の兼任 資金の貸付	出向者負担金の受取	8,972	その他流動資産	749
							役務の提供	6,180	未収入金	566
							資金の貸付及び回収	10,000	関係会社 短期貸付金	40,000
							貸倒引当金戻入	6,819	関係会社 貸倒引当金	—
	株式会社 アイディイ アファクトリー ^{プラス}	東京都 豊島区	10,000	モバイルコンテンツ等の企画、開発、運営等	(所有) 直接 51.0	役員の兼任	ロイヤリティの受取	128,189	売掛金	32,011
							ロイヤリティの差額調整	274	前受金	14,596
	株式会社 STAND	東京都 豊島区	26,000	人材マッチングサービス等	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付 役務の提供	役務の提供	14,507	未収入金	1,317

(注) 1.取引金額は消費税抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で表示しております。

2.業務の委託は、業務委託契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。

3.出向者負担金の受取については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

4.ロイヤリティの受取については、契約締結時に、双方協議の上決定しております。

5.諸経費の立替については、実費相当額であります。

6.役務の提供は、役務提供契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。

7.資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 18円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 14円17銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

当社が発行した第9回新株予約権について、2025年11月11日に権利行使が行われました。

<第9回新株予約権>

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 行使された新株予約権の個数 | 79,532個 |
| (2) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 7,953,200株 |
| (3) 資本金増加額 | 59,649千円 |
| (4) 資本準備金増加額 | 59,649千円 |

なお、新株予約権の行使による新株の発行の結果、2025年11月11日現在の発行済株式総数は、67,355,233株、資本金は244,115千円、資本剰余金は1,445,215千円となっております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社オルトプラス
取締役会御中

2025年11月18日

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 島 伸一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 照 井 慎平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オルトプラスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで11期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2025年11月11日に第9回新株予約権について権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社オルトプラス
取締役会御中

東光有限責任監査法人
東京都新宿区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 照井慎平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オルトプラスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで10期連続で営業損失及び経常損失、11期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上了したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、2025年11月11日に第9回新株予約権について権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

会社は、2025年11月20日開催の取締役会において、第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行及び定款の一部変更を行うことについて決議した。

2025年11月20日

株式会社オルトプラス 監査等委員会

監査等委員	入 江 秀 明	㊞
監査等委員	仙 石 実	㊞
監査等委員	遠 藤 元 一	㊞

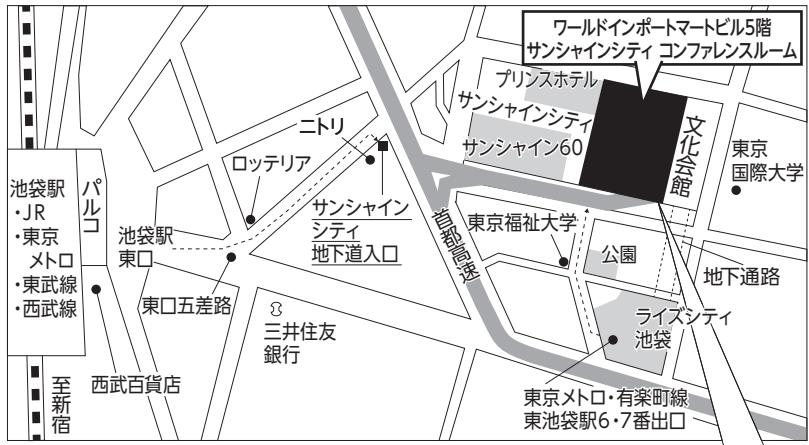
(注) 監査等委員入江秀明、仙石実及び遠藤元一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室
コンファレンスルーム「Room14」



交通のご案内

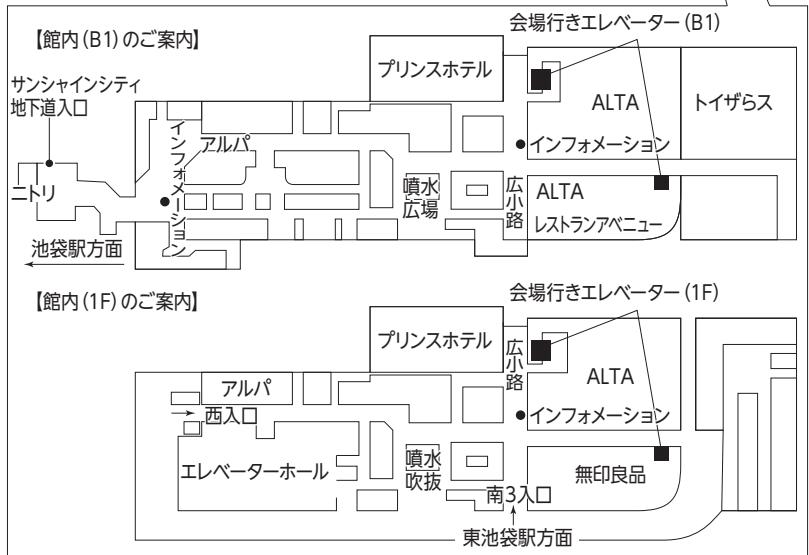
■JR線
池袋駅東口より徒歩10分

■東京メトロ
有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分

■都電
東池袋四丁目より徒歩7分

■車
首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。

* 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。